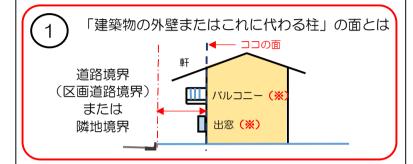
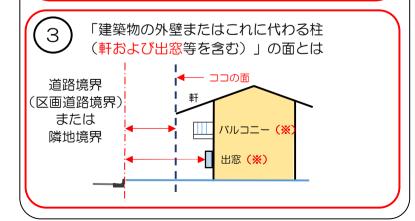
○壁面の位置の制限について

※「建築物の壁若しくはこれに代わる柱」の 位置を制限している地区計画があります。

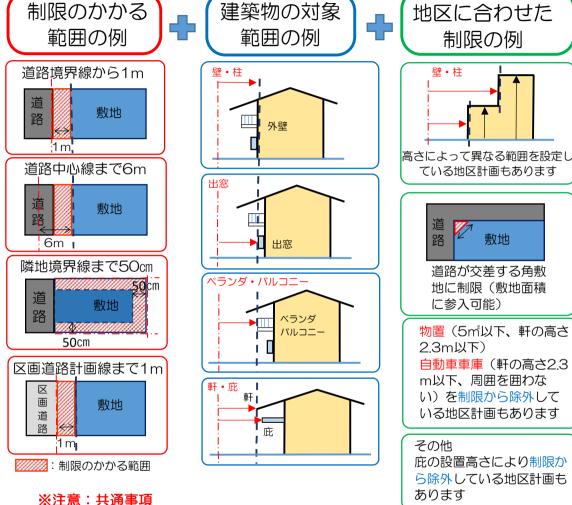
建築物の外壁またはこれに代わる柱とは。 ※地区整備計画の書き方で、制限の対象が異なります。



2 「建築物の外壁またはこれに代わる柱 (ベランダ、バルコニー等を含む)」の面とは 道路境界 (区画道路境界) または 隣地境界



地区の特色に合わせ、制限をかけています。



- ・区画道路等の地区施設から壁面後退制限を定めている場合は、街並みの空間を確保するため、壁面後退線を越えて建築することはできません。
- ・一部の地区計画においては、**軒、バルコニー、出窓、シャッターボックス、面格子等**の面を有するものについて、制限を定めている場合がありますのでご確認ください。